

【質疑応答】

〔問〕近年、利用者の中にいわゆるクレーマーが増加している。その対応をどうすべきか。

〔講師〕京都府の場合、そうした例はあまりない。行政文書は基本的に学術調査研究目的以外の利用は出来ないが、その場合でも見せられないと回答するのではなく、行政機関との調整を図りながら対応を検討する。利用者とのコミュニケーションを図りながら、誠意を見せていくことが大事と思う。

〔問〕郷土史料の扱いに関し、図書館と公文書館でどのように連携を図っているのか。

〔講師〕府立総合資料館は複合館であり、文献課が図書館機能を、歴史資料課が公文書館機能を担っている。利用者には、全体的なフレームを文献課の図書で、個々の部分を公文書で調べてもらうなど、両課で連携を図っている。

〔問〕①戦後の援護関係文書の整理を、テーマを設定して行っているとのことであったが、整理はどの程度進んでいるのか。②検索手段はどのようなものを考えているのか。

〔講師〕①テーマ以外の文書の整理が遅れる面はあるが、特定テーマの文書を優先的に整理することはアピール度が高いと考える。②件名目録と簿冊目録を作成しているが、件名目録は作業が大変な面もあり、簿冊内容を示せる方法等検索手段について考えてみたい。

〔問〕①京都府の場合、閲覧制限文書に対する不服申立への対応をどのように行っているのか。②指定管理者制度についてどう考えるか。

〔講師〕①府立総合資料館の場合、不服申立に対する制度はない。ただし、永年文書については情報公開の対象文書もあり、不服申立が出た場合は情報公開制度での対応という

ことになる。現在、館の基本構想検討委員会では、不服申立制度を設けることについて検討されている。②指定管理者制度については、根拠法令、組織やシステムがしっかりとすればあり得るかとも思う。ただし、どういう管理者を指定するかということも含めて公文書館機能を発揮しうる枠組の整備が大前提。

[問] メールマガジンでどの程度の情報を公開しているのか。

[講師] メルマガは新公開文書の概要をとりあえず紹介するもので、統合資料館のホームページに簿冊単位でリストを搭載し、リンクさせている。ネット上での行政文書目録の公開は今後の検討課題だが、メルマガの活用はアピールにつながると考えている。